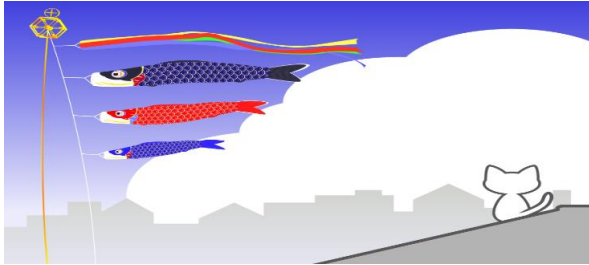


※協会のうごき

R 2年 5月  
14日 日事連業務・技術委員会Web会議  
21日 第54回定時総会(秋田ビューホテル)



R 2年 6月(予定)  
25日 理事会



第2回 理事会報告

- ◎日時 令和2年5月21日(木)14:50～
- ◎場所 秋田ビューホテル
- ◎出席 理事9名 監事2名
- ◎協議事項
  - ①三役の互選について
  - ②その他



ITを活用した建築士法に基づく  
重要事項説明の実施について

建築士法第24条の7第1項に規定されている重要事項説明については、従来対面による説明を行うことを前提に運用されてきましたが、今般、新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面による説明が困難化している実情を鑑みて、国土交通省住宅局建築指導課長より、当面の暫定的な措置として、指針に即した形で行われる重要事項の説明を行った場合についても、同項の規定に基づく説明として取り扱う旨の通知がありましたのでお知らせいたします。

ITを活用した建築士法に基づく重要事項説明暫定運用指針

- ①建築主の事前同意  
建築主は、重要事項説明の方法について、建築主の意向を事前に書面やメール等の記録が残る方法にて確認し、IT重説により実施することの同意を得ます。
- ②建築主のIT環境の事前確認等  
建築主は①とともに、建築主側に十分なIT環境があることを確認します。またIT重説の日時を確認します。
- ③重要事項説明書の事前送付  
建築士は、建築主に、事前に重要事項説明書の書面を郵送にて送付します。
- ④IT重説の開始前の建築主の準備の確認  
IT重説を実施する日時において、建築士はIT重説の開始前に、建築主が説明を受けることができる状態にあることや、IT環境の準備ができていることを確認します。その後、建築士は適切なIT環境の下、建築主とテレビ会議等を開始します。
- ⑤建築主の本人確認  
建築主は、IT重説の開始前に、テレビ会議等の画面上で建築主が本人であることを確認します。
- ⑥建築士免許証等の確認  
建築士は、IT重説の開始前に、テレビ会議等の画面上で建築主に建築士免許証明書等を提示します。それにより、建築主はその資格を確認します。
- ⑦IT重説の実施  
建築士は、テレビ会議等の画面上でIT重説を行います。

建築士定期講習会の変更について

6月11日開催予定の第1期建築士定期講習会は、国土交通省より全登録講習機関へ、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の内容を踏まえ令和2年6月末までの実施の建築士定期講習の開催を控えるよう要請があり、これを受けて公益財団法人建築技術教育普及センターでも6月の講習を中止することになり、当協会の講習会は中止となりました。次回は8月4日(火)秋田テルサにて開催予定です。受講者の座席の間隔を空けて、1机1人掛けでの配置をいたします。7月20日(月)まで申込を受付いたします。今年受講予定で、まだ申し込んでいない方は、ぜひお申し込み下さい。

既存住宅状況調査技術者講習  
【更新講習がはじまります】

2020年度より、新たに更新講習が始まります。2017年度に既存住宅状況調査技術者になった方は、2020年度内更新講習を修了することで、資格を継続的に保持することができます。更新講習は、「フラット35適合証明技術者業務講習」との同日講習も開催しますので、両方の資格を1日で取得することができます。既存住宅状況調査業務は、建築士事務所の「その他業務」として位置づけられており、宅建業法上のインスペクション以外にも様々な業務として活用されることが期待されています。

- 日時 令和2年10月2日(金)9:00～12:40
- 場所 秋田テルサ(秋田市御所野地蔵田3-1-1)
- 受付期間 令和2年7月1日～9月15日

※午後からは適合適合証明技術者講習を開催します。  
開催案内文書は6月中旬にお送りいたします。

令和2年度 第2期建築士定期講習受付中!!! 令和2年8月 4日(火) 秋田テルサで開催いたします。  
(新型コロナウイルス感染症の状況によって、(公財)建築技術教育普及センターより中止決定されることもありますので、ご了承下さい。)